



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………一
- ………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 建築基準法による意見の聴取……………一
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 知事指定薬物の指定の失効……………(福祉保健局健康安全全部業務課)……………三
- 保安林の指定解除予定……………(産業労働局農林水産部森林課)……………三
- ………(産業労働局農林水産部森林課)……………三
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………三
- ………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………六
- 開発行為に関する工事を完了……………(同)……………七
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………七
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(同)……………八
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………二

○大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(同)……………二

告示

東京都告示第千五百五十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十六年八月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

江東区辰巳一丁目六番から八番まで、平成二十六年七月九番一、同番二、十番、十一番一、同番二、十二番、十三番八の一部、同番九、十五番一、同番二及び十六番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

東京都告示第千五百五十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第十二項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に對

し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十六年八月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 公聴会を行う日時 平成二十六年九月三日(水曜日) 午前十時から

二 公聴会を行う場所 羽村市役所二階東庁舎二〇四会議室 羽村市緑ヶ丘五丁目二番地一

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課指導第二係(東京都青梅合同庁舎三階) 青梅市河辺町六丁目四番地の一 電話〇四二八(二三)三七三五

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 千代田区内幸町一丁目一番一号 帝国ホテル氏名 ルタワー十階 医療法人社団葵会 建築敷地 羽村市栄町三丁目三番十及び十一 地域地区 工業専用地域及び準防火地域 等

申請の概要

工事種別 新築 及び用途 介護老人保健施設、診療所、短期入所生活介護施設ほか 敷地面積 約三、〇八二平方メートル 建築面積 約一、六七八平方メートル 延べ面積 約六、一四〇平方メートル 構造及び 鉄骨造 階数 地上四階ほか

高さ 一六・四〇メートルほか
適用条文 建築基準法第四十八条第十二項ただし書

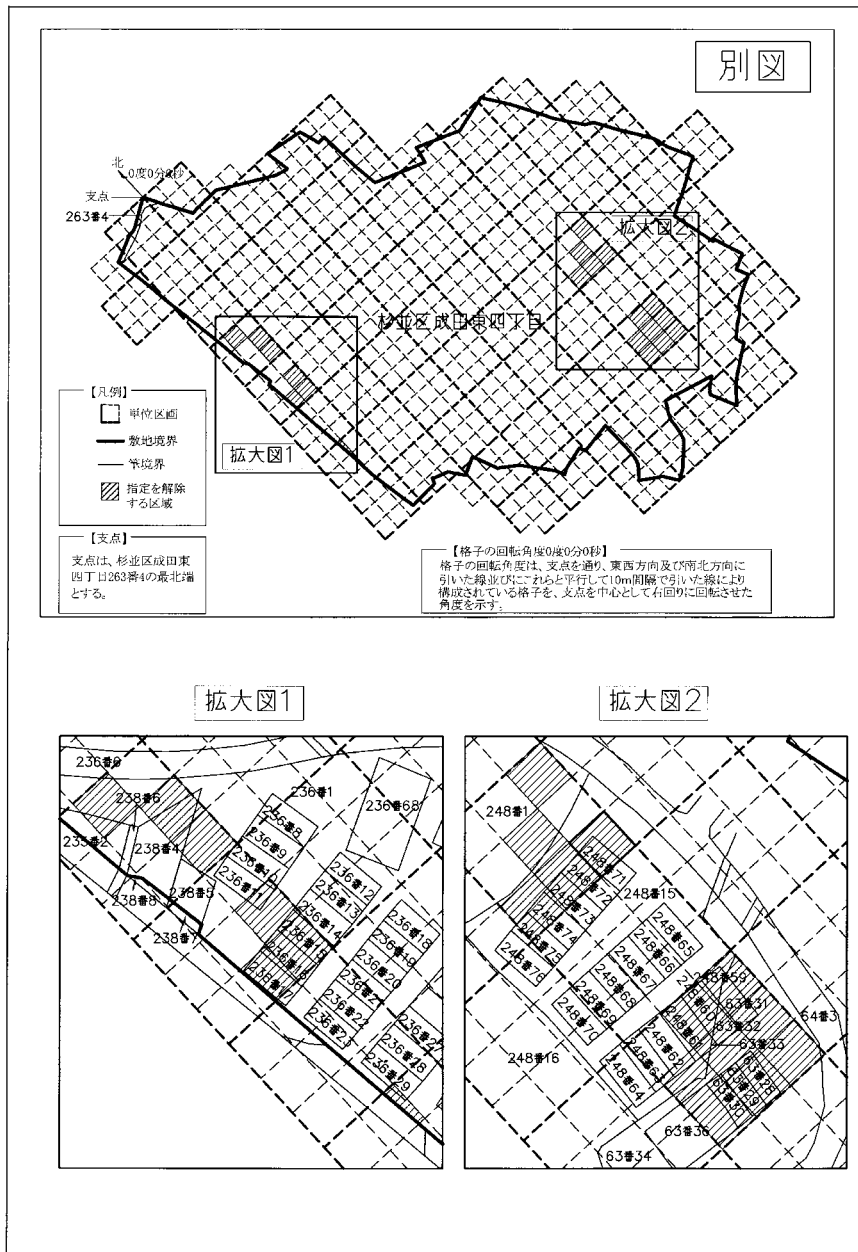
●東京都告示第千五百五十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千四百七十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年八月二十六日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(杉並区成田東四丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



<p>五 定款に記載された目的 この法人は、子どもたちが地域で生き生きと遊び、すこやかに成長できるよう、冒険遊び場事業を行うとともに、子どもの遊びの環境や子育て環境をよりよくするた</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都国分寺市本町二丁目三番三号 メゾン北斗一階</p> <p>三 代表者の氏名 武藤 陽子</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都江戸川区南小岩三丁目二番七号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、障害児・者及びその家族に対して、障害者総合支援法に基づく各種サービス事業、障害児・者の就労並びに自立を目的とした講習会、体験会等の企画・開催に関する事業、障害児・者及びその家族の日常生活・就労等についての支援に関する事業、障害福祉に関連する個人・団体・行政機関等との連絡・協力・調整に関する事業、障害児・者と地域住民との交流の推進に関する事業を行い、障害児・者をはじめとした全ての人が安心して暮らせる共存共栄の地域社会の実現を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年七月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人冒険遊び場の会</p> <p>三 代表者の氏名 武藤 陽子</p>	<p>四 重杉 園美</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都江戸川区南小岩三丁目二番七号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、障害児・者及びその家族に対して、障害者総合支援法に基づく各種サービス事業、障害児・者の就労並びに自立を目的とした講習会、体験会等の企画・開催に関する事業、障害児・者及びその家族の日常生活・就労等についての支援に関する事業、障害福祉に関連する個人・団体・行政機関等との連絡・協力・調整に関する事業、障害児・者と地域住民との交流の推進に関する事業を行い、障害児・者をはじめとした全ての人が安心して暮らせる共存共栄の地域社会の実現を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年七月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人冒険遊び場の会</p> <p>三 代表者の氏名 武藤 陽子</p>
<p>四 主たる事務所の所在地 山下 勝男</p> <p>三 代表者の氏名 山下 勝男</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本・パプアニューギニア協会</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年七月四日</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都江東区冬木六番二十号</p> <p>五 定款に記載された目的 本会は、障害を持つ人たちの豊かな生活を作り出すために、障害を持つ子ども、放課後など学校外活動を推進する事業、および障害を持つ子どもの居宅介護事業や緊急一時保護事業を行い、もって障害を持つ人たちとその家族および社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年七月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本・パプアニューギニア協会</p> <p>三 代表者の氏名 山下 勝男</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都江東区冬木六番二十号</p> <p>五 定款に記載された目的 本会は、障害を持つ人たちの豊かな生活を作り出すために、障害を持つ子ども、放課後など学校外活動を推進する事業、および障害を持つ子どもの居宅介護事業や緊急一時保護事業を行い、もって障害を持つ人たちとその家族および社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年七月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本・パプアニューギニア協会</p> <p>三 代表者の氏名 山下 勝男</p>
<p>三 代表者の氏名 森谷 敏夫</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人NSCAジャパン</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年七月三日</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区芝浦一丁目十三番十六号 森永芝浦ビル二階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、会員及び一般の人々に対して、ストレッチ&コンディショニングに関する事業を行い、国民の健康とスポーツの競技力向上と傷害の予防に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) ストレッチ&コンディショニングに関して広い見地から研究を促進し、関連知識・情報の蓄積、普及につとめること。</p> <p>(2) NSCAジャパンをストレッチ&コンディショニングの権威として、その地位の確立を図ること。</p> <p>(3) ストレッチ&コンディショニングの専門職を育成</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区赤坂六丁目四番十五号 シティーマンション赤坂二階 日本ビジネスライン株式会社内</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、経済技術協力、人物交流、学術文化・スポーツ交流、慰霊事業等を通じて、日本とパプアニューギニアとの相互理解を深め、両国民の友好協力の促進を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年七月三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人NSCAジャパン</p> <p>三 代表者の氏名 森谷 敏夫</p>

<p>するために教育及び訓練を継続的に行うこと。</p> <p>(4) ストレンジス&コンデイションニングの専門職の地位の向上と一般の人々のストレンジス&コンデイションニングに関する認知を向上させること。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年七月八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人パブリックウエア推進機構</p> <p>三 代表者の氏名 魚井 徹</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都板橋区前野町六丁目十番二一六〇四号</p> <p>五 定款に記載された目的 公共財としての情報システムは、社会に対してその再利用性および経済合理性を明確に説明する責任を負う。その責任はソフトウェアの必要な機能説明(極限としてソースコードの公開)からソフトウェアとハードウェアを含めた全体システムの性能評価や運用・管理体制とその経済合理性に及ぶ。本法人の目的は、情報通信システムの公共性から今後益々重要となると確信されるパブリックウエアに関して、</p> <p>(1) パブリックウエア概念の普及啓発活動</p> <p>(2) パブリックウエアに関する研究開発</p> <p>(3) パブリックウエア関連技術者教育システムの開発</p> <p>(4) パブリックウエアの観点からの情報システム評価法の確立</p>	<p>といった活動を行うことで、社会に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年七月八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人フットルース</p> <p>三 代表者の氏名 志子田 悦郎</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都大田区矢口一丁目五番四号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、障害のある者となし者の対等な関係をめざし、自ら選らんだ地域で共に生きる社会の建設をめざす。そのため、介護や設備や様々な工夫を必要とする人とそれを支える人に対して地域で自立した生活をおくるための啓発と実習、ならびに支援事業を行い、さらに国際レベルの交換プログラムなどの障害のある者となし者の対等な関係に関する普及啓発事業を行うことによつて、あらゆる領域で人間の価値のあるなして判断したりされたりすることなく、障害のある者となし者とが対等に向きあえる豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年七月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もや</p>	<p>い</p> <p>三 代表者の氏名 大西 連</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区新小川町七番七号 アゼリアビル二〇二号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、経済的貧困下にあると同時に、社会的な人間関係における孤立状態にありながらも、自らの生活を維持・向上させていこうと努力している者に対して、ニーズに即応した専門家等によるサポートの提供、様々な社会制度を学習する場の提供及び、当事者間の交流を通じた人的つながりに基づく支えあいにより、人間関係を再構築しながら、社会において孤立せず、健康で文化的な生活を実現していくことに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年七月十一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本ホームインスペクターズ協会</p> <p>三 代表者の氏名 長島 修</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区桜丘町二十九番二十四号 桜丘リージェンシー一〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、ホームインスペ</p>
---	--	--

クシヨンの普及・啓発に関する事業、ホームインスペクターの育成及び支援に関する事業等を行い、経済活動の活性化と消費者の保護を図り、広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年八月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十六年七月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マタハリ・ムスリム人財交流会

三 代表者の氏名

下田 朋子

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区三筋一丁目九番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、インドネシア共和国を中心としたイスラム諸国の文化や信仰についての理解を深めるための諸活動やハラル食品の普及及び啓蒙活動等を通じて、イスラム教徒と日本人の相互理解を図り、以て日本人とイスラム教徒が共により快適な環境下で過ごせる国際化社会に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十六年七月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京セゾンフットボールクラブ

三 代表者の氏名

高橋 陽

四 主たる事務所の所在地

東京都福生市北田園一丁目十四番地二 秋葉マンション三〇六号室

五 定款に記載された目的

本クラブは専任コーチによるジュニアユースの一貫性ある指導を行い、個人の能力を高め世界のサッカーに通用しうる日本人の特徴を活かした真のサッカー選手の育成を行うと共に、セゾンフットボールクラブでもっとうまくなりたい、将来プロになりたい等の夢に対するVision、向上心を持って練習に取り組む姿勢を自発的に行える人材を育成する。サッカーを通じて人との関わりを喜べる精神、健全な心身の育成、スポーツへの正しい理解を深め、スポーツ振興に寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十六年七月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アジア相互サポート協会

三 代表者の氏名

花田 叶

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区千住旭町三十六番十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、アジアにおける進出希望者、入職入学希望者等に対して、事業、語学、文化交流推進に関する事業を行い、アジアの発展に寄与することを目的とする。併せて、日本国内外において老人介護施設や被災地、刑務所等の施設に向き、日本から元気を発信し、昭和歌謡を中心に歌による慰問事業を行い、文化交流を行うことにより、社会福祉の発展に寄与することも目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十六年七月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人P.U.C.C.I

三 代表者の氏名

平澤 里果

四 主たる事務所の所在地

東京都港区西麻布四丁目十九番十号 セジヨリ西麻布一〇〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、ペットの展示販売禁止や動物取扱業者の適切な規制を求める法制度改正、ペット販売・購入方法の改善提案、殺処分状況調査や普及啓発に関する事業を通じて、広く一般市民を対象とし、人間とペット、とりわけ人間と犬との関係改善に努めることで、成熟した倫理観のある社会づくりに寄与することを目的とする。

(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十六年八月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

八王子市滝山町一丁目七百七十番一

株式会社エイゼット

代表取締役 外園 輝美

国分寺市戸倉四丁目十九番六、同番六地先、二十番二十五及び同番二十六

代表取締役 山本 重穂

昭島市玉川町五丁目九百八十一番三、同番四及び同番二十六

代表取締役 兼井 雅史

八王子市式分方町六百七十四番一及び六百七十五番一

株式会社野口不動産

代表取締役 野口 文男

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定に

より次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年八月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十六年八月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名 (仮称) サミットストア東中野駅前

二 店舗所在地 中野区東中野四丁目三番六十ほか

三 設置者名 サミット株式会社

四 設置者住所 杉並区永福三丁目五十七番十四号

五 小売業を行う者の氏名又は名称 サミット株式会社ほか一名

六 新設をする日 平成二十七年三月二十九日

七 店舗面積の合計 二千七百六十平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 六十五台

九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗南西側ほか 百四十三台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗東側ほか 百三十一平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗東側 十四・八六立方メートル

十二 小売業を行う者 午前九時

十三 小売業を行う者の開店時刻 翌午前一時ほか

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から翌午前一時三十分まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一か所 店舗北西側

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時までほか

十七 届出日 平成二十六年七月二十八日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 平成二十六年八月二十六日から同年十二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 (仮称) 北品川五丁目第一地区第一種市街地再開発事業 E棟

二 店舗所在地 品川区北品川五丁目三番地

三 設置者名 北品川五丁目第一地区市街地再開発組合

四 設置者住所 品川区北品川五丁目五番二十五号

五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定

<p>十九 縦覧期間 平成二十六年八月二十六日から同年十二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十七 届出日 平成二十六年七月三十日</p>	<p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで</p>	<p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一か所 店舗南側</p>	<p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時から午後十一時まで</p>	<p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時四十五分</p>	<p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前六時十五分</p>	<p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年八月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。 平成二十六年八月二十六日</p>	<p>東京都知事 舛添 要一</p>	<p>一 店舗名 五光ビル</p>	<p>二 店舗所在地 港区南青山三丁目一番三十四号</p>	<p>三 設置者名 有会社社五光</p>	<p>四 設置者住所 港区南青山三丁目一番三十四号</p>	<p>五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 イオンマーケット株式会社</p>	<p>十一 縦覧期間 平成二十六年八月二十六日から同年十二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>九 届出日 平成二十六年五月十六日</p>	<p>八 変更日 平成二十六年七月二十九日</p>	<p>七 変更後の小売業者の代表者名 豊田 靖彦</p>	<p>六 変更前の小売業者の代表者名 川口 高弘</p>	<p>五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 イオンマーケット株式会社</p>	<p>四 設置者住所 港区麻布十番二丁目九番二号</p>	<p>三 設置者名 株式会社麻布中央ビル</p>	<p>二 店舗所在地 港区麻布十番二丁目九番二号</p>	<p>一 店舗名 麻布中央ビル</p>
---	--	-------------------------------	--	--	--	-------------------------------------	------------------------------------	--	--	--------------------	-----------------------	-----------------------------------	--------------------------	-----------------------------------	---	---	---	------------------------------	-------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	---	----------------------------------	------------------------------	----------------------------------	-------------------------

<p>十二 縦覧時間 年十二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 高輪ビル 二 店舗所在地 港区高輪一丁目五番一号 三 設置者名 丸元産業株式会社 四 設置者住所 世田谷区世田谷三丁目八番三号 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 イオンマーケット株式会社 六 変更前の小売業者の代表者名 川口 高弘 七 変更後の小売業者の代表者名 豊田 靖彦 八 変更日 平成二十六年五月十六日 九 届出日 平成二十六年七月二十九日 十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号） 十一 縦覧期間 平成二十六年八月二十六日から同年十二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 コンフォリア三田伊皿子坂 二 店舗所在地 港区三田四丁目九番七号 三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番五号 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 イオンマーケット株式会社 六 変更前の小売業者の代表者名 川口 高弘 七 変更後の小売業者の代表者名 豊田 靖彦 八 変更日 平成二十六年五月十六日 九 届出日 平成二十六年七月二十九日 十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号） 十一 縦覧期間 平成二十六年八月二十六日から同年十二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>十一 縦覧期間 平成二十六年八月二十六日から同年十二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 ピーコックストア自由が丘店 二 店舗所在地 目黒区自由が丘二丁目十五番四号 三 設置者名 イオンマーケット株式会社 四 設置者住所 杉並区阿佐谷南一丁目三十二番十号 五 変更前の設置者の代表者名 川口 高弘</p>	<p>一 店舗名 ドリーム1号館 二 店舗所在地 中野区鷺宮一丁目十七番三号 三 設置者名 大野 泰弘 四 設置者住所 中野区鷺宮三丁目六番九号 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 イオンマーケット株式会社 六 変更前の小売業者の代表者名 川口 高弘 七 変更後の小売業者の代表者名 豊田 靖彦</p>

一	の代表者名	平成二十六年五月十六日	年十二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	一	店舗名	高田馬場ヒルサイドパレス
八	変更日	平成二十六年七月二十九日		二	店舗所在地	新宿区高田馬場一丁目二十八番七号
九	届出日	平成二十六年七月二十九日		三	設置者名	佐渡 正起ほか二名
十	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)		四	設置者住所	愛知県名古屋市長区緑区滝ノ水三丁目千二百八番地ほか
十一	縦覧期間	平成二十六年八月二十六日から同年十二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。		五	変更を行った小売業者の氏名又は名称	イオンマーケット株式会社
十二	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。		六	変更前の小売業者の代表者名	川口 高弘
一	店舗名	小林ビル		七	変更後の小売業者の代表者名	豊田 靖彦
二	店舗所在地	杉並区阿佐谷南一丁目三十二番十号		八	変更日	平成二十六年五月十六日
三	設置者名	美濃屋商事株式会社		九	届出日	平成二十六年七月二十九日
四	設置者住所	杉並区南荻窪一丁目二十六番四号		十	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
五	変更を行った小売業者の氏名又は名称	イオンマーケット株式会社		十一	縦覧期間	平成二十六年八月二十六日から同年十二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
六	変更前の小売業者の代表者名	川口 高弘		十二	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
七	変更後の小売業者の代表者名	豊田 靖彦		一	店舗名	目白ビル
八	変更日	平成二十六年五月十六日		二	店舗所在地	新宿区下落合三丁目十四番二十一号
九	届出日	平成二十六年七月二十九日		三	設置者名	学校法人聖經学園
十	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)		四	設置者住所	新宿区下落合三丁目十四番十六号
十一	縦覧期間	平成二十六年八月二十六日から同年十二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。		五	変更を行った小売業者の氏名又は名称	イオンマーケット株式会社
十二	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。				

<p>業者の氏名又は名称</p> <p>六 変更前の小売業者の代表者名 川口 高弘</p> <p>七 変更後の小売業者の代表者名 豊田 靖彦</p> <p>八 変更日 平成二十六年五月十六日</p> <p>九 届出日 平成二十六年七月二十九日</p> <p>十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十一 縦覧期間 平成二十六年八月二十六日から同年十二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>平成二十六年八月二十六日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 店舗名 武蔵野館ビル</p> <p>二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目二十七番十号</p> <p>三 設置者名 みずほ信託銀行株式会社</p>	<p>四 意見</p> <p>ア 聴取者 新宿区長</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 收受日 平成二十六年七月二十八日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十六年八月二十六日から同年九月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について</p>
<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>平成二十六年八月二十六日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 店舗名、店舗所在地及び設置者名</p> <p>(一)ア 店舗名 (仮称) 京王重機ビル再開発事業</p> <p>イ 店舗所在地 渋谷区笹塚一丁目四十七番一号</p> <p>ウ 設置者名 京王重機整備株式会社</p> <p>(二)ア 店舗名 (仮称) イオンモール多摩平の森</p> <p>イ 店舗所在地 日野市多摩平二丁目四番一ほか</p> <p>ウ 設置者名 イオンモール株式会社</p> <p>(三)ア 店舗名 (仮称) ベイシア青梅店</p> <p>イ 店舗所在地 青梅市新町六丁目十六番十五ほか</p> <p>ウ 設置者名 株式会社ベイシア</p> <p>(四)ア 店舗名 (仮称) ドン・キホーテ後楽園ビル</p> <p>イ 店舗所在地 文京区本郷一丁目三十三番</p> <p>ウ 設置者名 株式会社ドンキホーテホールディングス</p> <p>(五)ア 店舗名 ベルビー赤坂</p> <p>イ 店舗所在地 港区赤坂三丁目一番六号</p> <p>ウ 設置者名 東京地下鉄株式会社</p> <p>(六)ア 店舗名 株式会社ルミネ北千住店</p> <p>イ 店舗所在地 足立区千住旭町四十二番二号</p> <p>ウ 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名</p> <p>(七)ア 店舗名 村野ビル</p> <p>イ 店舗所在地 東久留米市滝山四丁目十三番二号</p>	<p>町田東急ツインズ</p> <p>町田市原町田六丁目四番一号ほか</p> <p>株式会社東急百貨店ほか一名</p> <p>町田市長</p> <p>意見なし</p> <p>平成二十六年七月三十日</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>平成二十六年八月二十六日から同年九月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について</p>

五	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
四	縦覧期間	平成二十六年八月二十六日から同年九月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
三	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
(二)	意見の通知日	平成二十六年七月三十一日
(一)	概要	一(一)から(三)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。
二	東京都の意見の概要	
(土)ア	店舗名	小林ビル
イ	店舗所在地	杉並区阿佐谷南一丁目三十二番十号
ウ	設置者名	美濃屋商事株式会社
(十)ア	店舗名	ラフォーレ原宿
イ	店舗所在地	渋谷区神宮前一丁目十一番六号
ウ	設置者名	森ビル流通システム株式会社
(九)ア	店舗名	阪急大井町ガーデン
イ	店舗所在地	品川区大井一丁目五十番五号
ウ	設置者名	株式会社大井開発
ウ	設置者名	合同会社西友
(八)ア	店舗名	西友東久留米店
イ	店舗所在地	東久留米市上の原一丁目四番二十七号
ウ	設置者名	村野 啓明

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002

